



ストップ！児童虐待

子どもの健全な成長や発達に悪影響を与える行為は、すべて虐待です。「しつけ」としてした行為が、子どもの心身を大きく傷つけていることもあります。特にここ数年で心理的虐待（面前DV）が急増しています。主に、子どもの前で激しい夫婦けんかをしたことによるものです。子どもにとって親のけんかを見ることは、自己肯定感の低下に繋がったり、脳の発育を遅らせる等、こころとからだに大きな影響を与えていると言われています

子どもを虐待から守るための5か条

1. 「おかしい」と思ったら迷わず連絡（通告）
2. 「しつけのつもり…」は言い訳
3. 一人で抱え込まない
4. 親の立場より子どもの立場
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる

虐待の判断は、児童相談所等の専門機関が行います。「もしかして虐待？」と思ったら、保健センターや児童相談所に迷わず通告してください。

また、子育て中の家族が過ごしやすい環境をつくることも大切です。町民の皆さんのちょっとした声かけや心遣いが助けになるときもあります。子どもとその親を守るため、皆さんのご協力をお願いします。

児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189

“食のボランティア”七ヶ宿町食生活改善推進員会（食改）のご紹介

七ヶ宿町食生活改善推進員会は、「『はつらつ七ヶ宿』を目指して、私たちの健康は私たちの手で作り、守りましょう」をスローガンに町の食生活改善の普及に努めています。

令和8年度は、他市町村の食文化を知る移動研修会、食と健康について学ぶ中央講習会などを実施しています。また、年度内に訪問活動や各地区の伝達講習会を実施し、減塩や野菜摂取、フレイル（虚弱）予防についても呼びかける予定です。

今後もより一層、七ヶ宿町民の食生活と健康に寄り添えるように、食改活動の継続と発展を目指しています。

食改会員につきましては随時募集しています。食と健康に興味がある方、入会をご希望の方は下記までご連絡ください。

【七ヶ宿町食改事務局（担当：西尾） 0224-37-2331または、お近くの食改さんまで】



▲移動研修会（味噌・醤油工場の見学）



▲中央講習会の様子

小型除雪機購入に補助金・・・まだ間に合います

町では、小型除雪機を購入に対し、助成を行います。助成を受けようとする場合は、**購入前に申請が必要です**。予算の範囲内の助成となりますので、お早めにご相談ください。



- ① 対象
 - ①『新品』の小型除雪機です。
 - ②町内に住所を有し、現に居住している個人。
 - ③申請者及び世帯内に町税等の滞納がないこと。
 - ④小型除雪機を所有していない世帯又は7年以上使用した除雪機を買い替える世帯
- ② 補助額
 - 1世帯、購入費の3分の1以内（千円未満切り捨て）※10万円を上限とする。
- ③ 申請に必要なもの
 - ①見積書
 - ②カタログ
 - ※申請書等、必要な書類は保健センターにあります。



母子手帳の交付について

母子手帳の交付を希望される方は、あらかじめ保健センターにご連絡ください。

休日歯科診療当番表（11月分）

11月分の休日歯科診療の当番は下記のとおりです。

診療時間 【午前9時から午後5時まで】

※市外局番はすべて0224です。

月日	白石・角田支部			柴田支部		
	医院名	所在地	電話番号	医院名	所在地	電話番号
11月1日	竹内歯科医院	角田	62-0880	大友歯科医院	柴田	57-2120
11月3日	目黒歯科クリニック	丸森	79-2818	小田部歯科医院	大河原	53-2134
11月8日	チェルトの森歯科診療所	蔵王	22-7122	おたべ歯科クリニック	柴田	56-1853
11月15日	谷津歯科医院	丸森	72-1234	川口歯科医院	柴田	55-5493
11月22日	ごとう歯科医院	白石	24-2020	菊池歯科医院	柴田	57-2950
11月23日	吉田歯科医院	角田	62-2130	フォルテファミリー歯科	大河原	87-8101
11月29日	村上歯科医院	蔵王	33-4125	後藤歯科医院	大河原	52-2533

置賜地区

●令和8年度の歯科診療について大型連休期間のみ実施となりますので大変お手数おかけしますが置賜地区以外の休日歯科当番をご利用ください。